

電子的診療情報連携体制整備加算 について

当院では、質の高い医療を提供するため、医療 DX の推進について、以下の体制を有しております。

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
3. 医師が診察室等で、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

上記体制により、令和 8 年 6 月より電子的診療情報連携体制整備加算 3（初診時：4 点 再診時：2 点）を算定いたします。